

○経済産業省告示第十二号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十五条第一項の規定に基づき、外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引（平成十五年経済産業省告示第九十三号）の一部を次のように改正する。

令和五年二月六日

経済産業大臣 西村 康稔

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>一〇四 「略」</p> <p>五 居住者による非居住者との間で行う特定資本取引（外国為替令第十四条第一項第二号に掲げる契約に基づく特定資本取</p>	<p>一〇四 「略」</p> <p>五 居住者による非居住者との間で行う特定資本取引（外国為替令第十四条第一項第二号に掲げる契約に基づく特定資本取</p>

---

引及び同項第四号に掲げる契約で金銭の借入契約に該当するものに基づく特定資本取引を除く。）であつて、ロシアを原産地とし、海上において輸送される原油又は石油製品の購入価格がその上限価格を超える購入に関連するもの（当該特定資本取引のうち、当該上限価格以下の購入価格の記載がある書面を保存し、経済産業大臣の求めに応じて当該書面を提示することができる場合又は当該書面の入手が困難な者にあつては購入価格が当該上限価格以下であることを確認できる書面を保存し、経済産業大臣の求めに応じ

---

引及び同項第四号に掲げる契約で金銭の借入契約に該当するものに基づく特定資本取引を除く。）であつて、ロシアを原産地とし、海上において輸送される原油の購入価格が上限価格を超える購入に関連するもの（当該特定資本取引のうち、上限価格以下の購入価格の記載がある書面を保存し、経済産業大臣の求めに応じて当該書面を提示することができる場合又は当該書面の入手が困難な者にあつては購入価格が上限価格以下であることを確認できる書面を保存し、経済産業大臣の求めに応じて当該書面を提示すること

---

---

て当該書面を提示することができるときは、若しくは当該特定資本取引の条件として約款に我が国の法令に基づく制裁、禁止若しくは制限に関する特別条項を記載している場合を除く。）

備考 第五号における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 「原油」とは、関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表第二七・〇九項に該當するもの（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域）その他貨物の輸入について必要な事項

---

ができる場合若しくは当該特定資本取引の条件として約款に我が国の法令に基づく制裁、禁止若しくは制限に関する特別条項を記載している場合を除く。）

備考 第五号における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 「原油」とは、関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表第二七・〇九項に該當するもの（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域）その他貨物の輸入について必要な事項

---

の公表（昭和四十一年通商産業省告示  
第七十号）三の七の(9)の表ロシアの  
項二七・〇九の欄の下欄口に該当する  
ものを除く。）をいう。

(2) 「石油製品」とは、関稅定率法別表  
第二七・一〇項（廢油を除く。）に該  
当するものをいう。

(3) 原油の「上限価格」とは、ウクライ  
ナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、ウ  
クライナをめぐる問題の解決を目指す  
国際平和のための国際的な努力に我が  
国として寄与するため、主要国が講ず  
ることとした措置の内容に沿って、我

の公表（昭和四十一年通商産業省告示  
第七十号）三の七の(9)の表の下欄  
口に該当するものを除く。）をいう。

〔新設〕

(2) 原油の「上限価格」とは、ウクライ  
ナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、ウ  
クライナをめぐる問題の解決を目指す  
国際平和のための国際的な努力に我が  
国として寄与するため、主要国が講ず  
ることとした措置の内容に沿って、我

が国が講ずる輸入等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦を原産地とする原油及び石油製品の上限価格を定める件（令和四年外務省告示第四百四号）以下「上限価格を定める外務省告示」という。）別表1に定める原油の上限価格をいう。

(4) 石油製品の「上限価格」とは、次の表の上欄に掲げる石油製品ごとに、同表の下欄に掲げる価格をいう。

関稅定率法別表第 二七一〇・一二号	上限価格を定める 外務省告示別表2
、 第二七一〇・一	に定める価格

が国が講ずる輸入等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦を原産地とする原油の上限価格を定める件（令和四年外務省告示第四百四号）別表に定める原油の上限価格をいう。

〔新設〕

<p>九号及び第二七一〇・二〇号に該当するものうち、揮発油（ナフサを除く。）、灯油及び軽油</p>	<p>関稅定率法別表第二七・一〇項（廃油を除く。）に該当するものうち、前項の上欄に掲げるもの以外のもの</p>
	<p>上限価格を定める 外務省告示別表3 に定める価格</p>

(5) 原油又は石油製品の「購入価格」とは、本邦又は第三国へ海上において輸送される原油又は石油製品の価格であつて、関税率法第四条第一項に規定する課税価格に相当する価格から同項各号に規定する費用に相当する額をその含まれている限度において除いた価格をいう。

(3) 原油の「購入価格」とは、本邦又は第三国へ海上において輸送される原油の価格であつて、関税率法第四条第一項に規定する課税価格に相当する価格から同項各号に規定する費用に相当する額をその含まれている限度において除いた価格をいう。

備考 表中の「」は注記である。

## 附 則

この告示は、令和五年二月六日から施行する。ただし、この告示の施行前に特定資本取引に係る契約を行った者がその契約に基づいてする取引（この告示の施行前に仕向地への輸出を目的として船積みされた貨物であつて、令和五年四月一日より前に当該仕向地において船卸しをされるものに係る取

引に限る。しについては、なお従前の例による。